

高知県教育委員会 会議録

平成30年8月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成30年8月21日(火) 13:30

閉会 平成30年8月21日(火) 14:34

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課課長補佐	津野 哲生
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校課企画監	山岡 正文
〃	高等学校課企画監	中村 祐介
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	三觜 美香
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	保健体育課長	山本 儀浩
〃	人権教育課長	西内 清
〃	教育センター所長	北村 公良
〃	心の教育センター所長	植村 昌史
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子(会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 丈晴(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 8月定例委員会を開催する。

教育次長（総括）（提案説明）

【報告第1号 平成31年度高知県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について（高等学校課・特別支援教育課）】

○課長 説明

○質疑

八田委員	高等学校の教科書の費用負担は個人か、学校か。
事務局	個人負担となる。
八田委員	大体おおむねどれぐらいの金額になるか。
事務局	1万ぐらいとなる。
教育長	1万ぐらいのレベルよりもう少し高くなるのではないか。
事務局	全部揃えると超える。
八田委員	それは何か事情があって、非常に厳しい家庭に対して補助があるのか。
事務局	一部、定時制などではその教科書を給付するということがあるが、そのほかは、例えば県の奨学金を借りてそれを教科書代に充てたり、あるいは国の奨学給付金という制度があるが、それを受ける形で教科書を購入するといった形になっている。 別紙2に予定価格が出ている。大体1冊当たり600円強ということになっている。500円～600円ぐらいの負担金額になっている。
永野委員	別紙3の数学の項目のところで、県教委が出している教材には金額が入っていないが、無料配付か。
事務局	そうである。
永野委員	これは主な学校に配付されているものか、限定してこの学校だけか。
事務局	そうではない。

永野委員	教科書として扱うのがこの3校で、副読本として扱うのが、また別途あるということか。
事務局	数学と国語と英語でいわゆるつなぎ教材を作っているが、そのうち学校設定科目の中で教科書として使うのがこの3校ということである。
永野委員	教科書として使うということと副読本として使うということの違いはどうか。
事務局	補習や授業で、学校によって使い方が異なっているということで、そこはもう学校の判断にお任せしているところである。例えば数学Ⅰは検定教科書があるので、それに基づいてこの『発進！「数学Ⅰ」』を副教材として使うなど、それは学校によっていろいろケースは異なっている。
永野委員	この3校もそういった意味で副読本と教科書と兼ね合わせて使うが、ここは教科書として独立させて規定の中で使うということか。
事務局	この学校で設定している高校数学入門は、学校で設定している科目であるので、その中では教科書として活用する。ただ、例えば数学Ⅰとかいう授業では、副教材として合わせて活用するという学校もある。
木村委員	都道府県や市町村によっては、教科書の費用負担をしているところもあるということか。
事務局	基本的には個人負担ということである。
教育長	一般的に、奨学給付金制度がある。奨学給付金がこの教科書代に充てるというような名目が出ており、1人が1年で3万円～12万円。 生活保護世帯と家族全員が住民税非課税というところの高校生によって、兄弟の数によって違いがあるが、年間3万～12万ぐらいの給付金が出る。その給付金の使い道としてこの教科書もというような名目が出るというようなことである。あとは一般の奨学金を使うということもある。
木村委員	何かのニュースで、どこかの市長か町長か忘れたが、高校の授業料にも全部負担するのを聞いた。
事務局	授業料は国の就学支援金というもので、実質無償のような形になっている。ただ、所得の多い方からは授業料はいただいているが、ほぼ8割以上の方は授業料の負担がない。

教育長	家庭で年収 910 万未満であれば、大体その授業料は今、高校無償の形になっている。
平田委員	参考資料の 5 ページに採択までのフローを載せている。教科書選定の次に、点検・修正というのがある。ほとんど高等学校から提出された選定報告書に基づいて作られていると思うが、県教委が問題点について修正させるという件数は、本年度は何件ぐらいあったのか。
事務局	具体的な件数というのは把握できていないが、大体どの学校も単純な入力ミスから始まり、あとは選定理由が明確でないような学校もあった。そういったところについては、もっとしっかり選定理由も書いてくださいというようなことで、是正をしてもらっている。
平田委員	生徒の実態に応じた教科書ということで、進学を目指している学校の教科書と、少し努力を要する子どもたちのいる学校では違うと思うので、その辺りも県教委が見て、どの程度指導されたかということをお聞きしたかった。
事務局	この教科書は駄目ではないかというような指導は、実質的にはあまり行っていない。報告された内容について、本当にこのような理由でいいのか、このような理由で採択するのかというようなことで指導したケースはあったが、この教科書は変更したほうがいいのかというようなケースはほとんどないという状況である。
木村委員	これは 31 年～35 年度まで使うのか。
事務局	いえ、基本的に毎年採択をしている。
教育長	それぞれ学校の実情に合わせて、またその生徒の進路や状況に合わせた採択にはなっていると感じる。採択校が多い教科書もあるが、結構ばらけている。

【付議第 1 号 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関する議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

八田委員	別紙の採択基準という 1 ページ目の、内容に別に齟齬はないが、平成 31 年度に使用ということで、これは道徳に限った採択基準ということで、その文面にもあるとおりの理解でよいか。
------	--

事務局	そのとおりである。
八田委員	2番目の内容・構成等に関するところは、そもそも文科省の検定を受けているので、ここに書いてあることは、基本的には文科省の検定を受けていけばよいと思っていいのか、それとも何かこういう内容についてもかなりチェックしなければならないのか。
事務局	これは検定基準に従った文言も書かれているので、教科書の検定基準に従って、この表現をさせていただいている。
八田委員	2番目に関しては、ほぼ検定された教科書であればそれほど心配しなくてもいいということか。3番目が本県の教育理念・課題ということで、3番目の(1)は本県の教育理念として掲げている文言になるが、この(2)番は、これはどこから来た文言に当たるのか、文言が悪いわけではないが、どこかにある言葉なのか。
事務局	これは高知県教育振興基本計画の中に書かれている文言である。
八田委員	分かった。もう1点、参考資料2で採択の仕組みの中で、各中学校で調査委員会を立ち上げて、それを教育委員会へ報告ということになっているが、参考資料4のところで、最終的には事務局案として複数の教科書を14ページで出させていただいている。学校からの報告というのはどの部分にあるのか。
事務局	学校からの報告というのは、全ての教科書ガイドに従って調査をしたことに対して、こういうふうに調査しましたというように上がってきている。その中でどの教科書がより優れているか、という調査ではなく、その教科書はどのような特徴があるかというところで、どういうふうに活用すればいいかというようなところを調査委員会で調査されて上がってきている。各学校がその調査票をそのまま、これが一番良いといった調査ではない。
八田委員	各学校で一通り教科書を見ましたというようなものではない。
事務局	この8社の教科書は、学校としてはこういうふうな教科書の特徴があるというように調査をした。
八田委員	そうすると、それ自身はそれほど事務局案には反映すべきことはない、あるいはこの参考資料4の学校経営方針や基本方針というところと、何か

	<p>学校からの報告と連携する部分はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>各学校からは、いわゆる事前協議の中で各校長先生にもこの場に来ていただき、各学校の特徴やそのような部分について説明していただいた。</p> <p>その聞き取りの中で、各学校とすれば、その8社の中でやはりこの1案、2案という形で、この教科書を採択したいということについては、事務局に報告をいただいている。</p>
<p>八田委員</p>	<p>最終的に今回の事務局案も学校で想定されてるような教科書とそれほど関係ないものではないということになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1案については学校が想定された案になっているが、第2案以降は学校が想定しているものではない教科書もこちらで案として示させていた</p> <p>いている。</p>
<p>平田委員</p>	<p>総括表について、最初に出てくる、9ページの案。安芸中学校の総括表があつて、その右の端の備考というところの数値はどのような計算で成り立っているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは例えば光村の、上から四つ目のずっと右を見ていただくと、④に網掛けが1個、次に⑥に網掛けが一つ、ずっとまた右を見ていただくと、⑱に網掛けが一つ、さらにずっと右側を見ていただくと、⑳に網掛けが一つということで、この網掛けの数を合計した数を備考欄に記入している。</p>
<p>平田委員</p>	<p>この数値が高いほど採択される要件が揃っているということになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>黒い網掛けは、教育委員会が示した基準に基づいたもので、この網掛けの四項目については、4校とも全て同じところに網掛けをしている。</p> <p>薄い網掛けについては、学校の教育目標や学校からの聞き取りも含めた中で網掛けの部分を設定させていただき、より網掛けが多い方がその学校の教科書に適しているというふうに判断させていただいた。</p>
<p>平田委員</p>	<p>備考欄の示す数値はよく分かったが、県立中村中学校は4という評価は付かず、3で下がってるということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>県立中村中学校の場合は、この網掛け欄は最高値が三つということで、案1、案2、案3という形で審査した。</p>

平田委員	この備考欄の数値が一番採択に効いてる因子なので、あとはページ数。このような案にしたら、流れとしてはそういう方向で行けば、評価指標は、そうなるだろうということは理解できる。
中橋委員	先ほどの八田委員からの質問に似たような話になるが、今のお話だと、それぞれの学校の希望として出されてきたのが第1案で、第2案以降は事務局の方で上げた案で、必ずしも学校の案とは合っていないという理解でよろしいか。
事務局	はい。
中橋委員	結果として、採択されるのは第1案となるのか。
事務局	今、事務局案では第1案を採択してはどうかと考えている。
中橋委員	結果として学校の希望が通っているのはよいかもしれないが、第2案以降、学校の希望と事務局の案とが異なっているというのは、何かそこに事務局の思いと学校の思いに齟齬があるのではないか。
事務局	学校とすれば、さまざまな、先ほども言った調査を8社とも行い、それにかかわって、どの部分が学校として一番いいのかというふうに調査・研究しているが、その部分が必ずしもこの総括表に落とし込んだときに、備考欄の数が高い数値として上がってこない教科書もある。事務局とすれば、客観的な資料として、やはりより数値の高い方がその学校に合致する教科書であろうということから、第2案以降、この右側の備考欄の数値が高い部分について、採択案という形で載せさせていただいた。必ずしも学校が選んだ教科書がこの数値が高いとは限らない。
中橋委員	そうなると、その学校の分析が足りないということになるのか、そういうわけでもないのか。
事務局	見るところによって変わってくると思うが、県としても調査委員会を持って教科書を見ているので、我々の見方も含めて、こちらで主体的に判断させていただいた部分もある。
中橋委員	この第2案以降、事務局としてこういう案を上げたということについては、学校には分かる話なのか。
事務局	具体的には知らせていない。

事務局	<p>ただ、学校の方には、必ずしも学校が上げてきた希望案が採択されて通ることではないと事前に話はしている。違う教科書が採択される場合もあるので、それについては、ご了解をいただいている。</p>
中橋委員	<p>結果として第1案が採択される案としては出ている。</p>
中橋委員	<p>学校側としたら、事務局が第1案で上げたものが採択されているとしか認識できない。</p>
事務局	<p>はい。</p>
永野委員	<p>国際中学校の大前提に問題解決的な教材という項目があると思うが、18ページで教材数としては学研が30、光村が32ということだが、第1案は学研になっている。だから、教材数で単にはかるということではなくて、きちんとその教材の内容という部分は、ここでは見えないが、現場の声が拾われているのか。</p>
事務局	<p>調査票の中にそういう文言も出ているし、実際に校長先生からの聞き取りやヒアリングも行った中で、例えば今示していただいた同じような題材の教材数があるが、それについては、内容はやはりこちらが学校として適しているという、そういう形での調査の内容はお聞きしている。</p> <p>全部が全部の教材をきちんと把握しているかということになると、それは、全て把握した中での評価ということは難しいというふうに考えている。基本、問題解決的な教材が多いということであれば、先ほど言ったように光村と学研というところが上がってくる。</p>
永野委員	<p>その光村と学研の問題解決的な教材の内容の違いというものは何なのか。どういう整理の仕方が、事務局案に残るのか。恐らくその提示方法が違うと思うが。</p>
事務局	<p>例えば学研で言うと、特設ページに「深めよう」という、主体的・多様な学びを考えていくためのページがある。いわゆる吹き出しや、「考えを整理しよう」という欄が設けられていたり、マッピングといって、話し合いを、いわゆる思考ツールを使って広げていくというような手法を示されたりしており、考え・議論という部分や、振り返りを書く欄があり、そういう部分が採択された。</p>
永野委員	<p>こういうものは今までなかったのか。</p>

事務局	<p>今までなかった。</p> <p>そういう部分で、主体的・多樣的に、また問題解決的な学習ができるというふうに示されている。同じような形は光村もあるが、例えば光村であれば、漫画形式になっていて、何だろう、どうしてだろうということで、幾つかの場面があって、それを考えていくというような形。そのため国際中にとってはこちらがよいだろうというような形である。</p>
木村委員	<p>備考のところ、いかにもちょっと取って付けたようにも感じる。例えばこの9ページを見ると、黒っぽい網掛けの部分が、県が大事にしようとしている部分で、薄い網掛けがそれぞれの学校が大事にしようとしている部分で、その中の項目を全部足していくと、一番上から三つまでしか計算してないが、黒い部分と薄い部分を全部足すと、一番上から47点、50点、63点となる。学校が大事にしているという薄い部分だけを足していくと、上から28点、29点、36点というふうになっている。どっちがより多く項目をきちっとやっているかという、もう全然数値が格段に違うようになってくる。</p> <p>だから、どこをどういうふうに取り取るかによって非常に違ってくるので、備考は要らないのではないか。</p> <p>要するに、学校がこの本がいいと判断したことに誤りやずさんさがないかどうかという検証さえできれば、学校がやりたいことをやらせてあげるのが私は基本的にいいと思うが、今の説明を全部聞くと、足し算をしていると整合性がなくなってしまう。県が大事にしている項目と学校が大事にしている項目が何点になるのかというのを足していくと全然違う答えになっているので、この点数表の中では意味のない備考のところ、4点あるからとか2点あるからとかいうのは、かえって何か分かりにくいことになるのではないかという気がした。</p>
事務局	<p>この項目数、ページ数については、教科書会社によってさまざまである。この教科書を見ると、例えば漫画があって、その後、また「いじめのない世界へ」というようなページが続いていて、最終的に記載するようなページになっている。ユニット化して一つの教材を作った場合に非常にページ数が多くなるということもあり、なかなかページ数だけで判断するのは難しいというのが実際のところであった。</p>
教育長	<p>それぞれの教科書がどこに重きを置いて作っているか、というところがこの色が付いているところ。この部分について、この教科書は特に力を入れているというところが、色が付いているということであろう。まずはそのトータルで量る。その上で、検定を通っているものであるから、特色あ</p>

	るページ構成や、トータルで決めていくといったことを、論理的に理屈を付けて、可視化して判断ができるように持っていこうとしているということではないか。
事務局	はい。
教育長	要は、備考で一番得点が高かったものの中から各校が1会社ずつ上げてきたけれども、備考に最高点があるものについて、全て教育委員会が拾って案1・2や、評価を書いている。
平田委員	整理で2ページに採択一覧表というのがある。確認だが、学校の第1希望で挙げているとおり、事務局案も一致しているのとは違うのか。
事務局	学校の希望のとおりになっている。
平田委員	事務局案も提示しているということか。
事務局	はい。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

中橋委員	道徳のところ、23ページ以降で、各障害別に調査されているところで、各障害に共通する配慮事項として（1）と（2）というのがある。そこで、各教科書で丸、二重丸付いていたり、付いていなかったりするが、障害別で、例えば、視覚障害では、学研図書では（1）に丸が付いているが、聴覚障害では学研図書（1）には丸が付いてないとか、共通の配慮事項で障害別によって丸が付いていたり付いていなかったりしているのは、どういうことか。
事務局	例えば、「児童生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する」という共通配慮事項についても、障害種別によって、取り上げたい内容と、重点を置いて指導をしたい内容が違ってくるので、項目としてはそのような形になるが、教材等を見たときに障害種別によって、こっちの

	<p>ほうがよりいいのではないかというように、特徴で選ぶものに違いが出てきているということはある。</p>
中橋委員	<p>配慮する事項だが、それはその障害にどれだけ合致しているのかによって、丸が付いたり二重丸になっていたり、付いてなかったりするのか。</p>
事務局	<p>取り上げたい項目が顕著なところには、総括表の中の数というところで押さえられていたと思うが、総括表なども参考にしながら、取り上げたい内容や重点を置きたい項目を見ていくと、各障害種別によって違いが出てくるということになる。</p>
中橋委員	<p>この丸か二重丸か、付いてないかというのは相対評価ということになるということか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
永野委員	<p>少し誤解をしていたのであるが、視覚障害、参考資料2の2ページに、点字で表現できない教科書もあるが、全てに点字があるというわけではなかったということか。</p>
事務局	<p>点字は、文部科学省がこの出版会社を今回は点字の原典としますというような指定をされるようであるため、初めに教科書はあるが、必ずしも全てに点字版があるわけではなく、この出版社の中のどこかの一つが点字版を作るということになる。</p>
永野委員	<p>例えば、その上のほうの書写で光村は点字ではないが、現場では使用可能だということになるが、そこが分からない。点字ではなくても使用ができるから当然選ばれているということになるが。</p>
事務局	<p>例えば全盲の方が、点字でない数Ⅰ教科書を使うというのは、見えないので難しいが、先生が指導するときに、生徒にその内容について伝えるというような活用の仕方をする。</p> <p>無償給与できる教科書ということになるため、給与していただき、点字ではないが、内容的にはしっかり活用して指導するというふうな形の活用の仕方をしている。</p>
永野委員	<p>現状でそういう教科書は網羅されてない、整備されてないということか。</p>
事務局	<p>内容によっては学校の中で点字のものを補助的に作るようにして使う場</p>

	合もあり、内容的にはしっかりとその教科書の内容を踏まえて指導をするという形をとっている。
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 平成31年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

平田委員	説明がなかったと思うが、16ページの選考検査（3）は、今まで（3）は1項だけであったが、今度、ア・イ・ウに分けている。特に、日高養護学校高知みかづき分校については、これは従来の選考より文言だけ見たら、少し厳しい選考になるような気がするが、特別にこの学校だけは定員も増やし、選考するということか。
事務局	これまでも同じように、このような選考検査内容を学校の方で準備をして選考をしているので、新しく選考内容を追加したということではないが、定員を増やしたことで、従来よりも、みかづき分校が3年間で一般就労させて教育をしていくという職業教育に特化した部分でそういう生徒を選考しているということをより明確にするために、選考検査内容についてもとりわけて明記をした。ほかの学校については、学力検査もないことはないが、作業運動能力検査として特に取り出してやっていない場合もあるため、あとはその学校のそれぞれの状況に応じてということになる。みかづき分校は明確にお示しをしたほうがいいということである。
平田委員	幾つかの検査項目が明確にされているが、この内容は、特別支援学校の校長も常に理解をしている内容ということでしょうか。
事務局	取扱要綱の内容のことか。
平田委員	高知みかづき分校で、改めてこういう試験を行うということは、来年の2月が初めてか。
事務局	はい。校長会等ではずっと協議もしている。
平田委員	みかづき分校だけが24名となっている。その他の学校は定員が何名程度というような表現をしているが、その辺りはやはり教室の容量があって明

	確にしているということか。
事務局	容量の問題である。
平田委員	他の学校は「程度」であるから、プラス1、2名ぐらいは可能ということか。
事務局	プラス1、2名でなくても、希望者がいて、該当するという事になれば可能。
平田委員	多くなっても対応可能ということか。みかづきは最大で24名ということになるのか。
事務局	はい。
平田委員	かっちり切っている学校もあり、一連で、そこを使い分けしているように思ったので。
事務局	程度が付いてないところはいずれもキャパの問題、設備の問題である。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県文化財の指定解除に関する議案

(文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

八田委員	原因は何か分かっているのか。
事務局	明確には分かっていない。少なくとも人為的に何か枯らすような、時々クギなどを打てば枯れたりするものもあるようだが、そういった痕跡も見当たらない。かといって、弱り始めて枯死するまでが非常に早い。それも非常に不思議だというのが専門の先生の意見であった。
永野委員	クローンは残っているのか。
事務局	クローンは残っている。クローンといっても枝であるが。
永野委員	それであれば、自然に再生はできるわけか。

事務局	400年から700年経ったら再生できる可能性はある。
永野委員	それでも、やってもらわなければ。もったいない。
事務局	県の天然記念物は43指定あるが、これが解除されると42ということで一つ減るということになる。
木村委員	県の天然記念物に指定されていたら、回復費用にいくばくかの費用は出るのか。枯れてしまっているが、仮に継ぎをしないといけないといったものに補助があるのか。
事務局	出ていなかったようである。建造物であれば一定の修理・改修への補助金があるが、木への補助については、勉強不足だが、おそらく出してはいなかった。
中橋委員	伐採の費用などはどうなるのか。
事務局	所有者は民間の方であるが、いの町が管理団体になっているため、同等の責任を負うということでいの町が行うと聞いている。
八田委員	映画でおばあちゃんが座っていた木ですよ。
事務局	はい。この木は、地域の方に聞くと、これに登って子どもが木からすべって落ちてもけがをしないと、いろいろないわれがあるようだ。木の幹の横に錫杖という洞があるが、その洞はこの高橋家の先祖の方で非常に狩りの名人がいて、その方を葬っているというような洞だそうだ。そして、錫杖というのは、単純に形から言われてきたようである。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第4号 原案どおり議決